

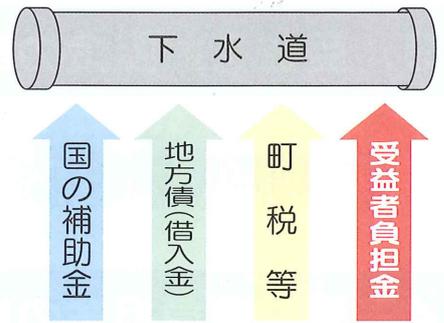


受益者負担金

下水道が整備されると、し尿や生活雑排水が直接下水道管に流れ込むため、浄化槽なしで迅速かつ衛生的に処理できるようになります。悪臭や不快感がなくなり、地域全体が快適で住みよい町となります。

このように下水道は、日常生活に欠くことのできない施設でありながら多額の建設費を要するうえ、道路や公園などと異なり、下水道整備による便益を受けることができるのは下水道整備区域内の人に限られます。この建設費を公費（税金）だけで賄うと、下水道未整備区域の人にまで負担していただくこととなり負担の公平性を欠きます。

受益者負担金とは、下水道の整備によって受益者となる皆さまに建設費の一部を負担していただき、これを貴重な財源の一部として下水道整備をさらに促進しようというものです。



1. 受益者負担金の対象となる土地

下水道が整備された区域内の宅地等で、**当該土地に建築物を有する、若しくは有する予定がある土地**

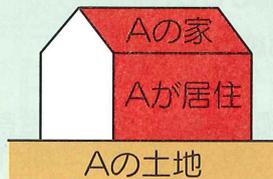
2. 受益者負担金を納めていただく方（受益者負担金納付義務者）

下水道が整備された区域内に、**賦課対象となる土地を所有している方**

※地上権、質権、使用貸借又は賃貸借による権利の目的となっている土地については、土地の所有者と権利者とが協議して、当該土地の受益者を決めていただくこともできます。（一時使用のために設定された権利を除く）

(例1)

Aの土地に
Aが家を建て
Aが住んでいる場合

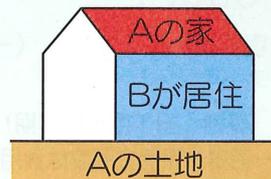


受益者負担金納付義務者はA

排水設備設置義務者はA

(例2)

Aの土地に
Aが家を建て
Bに貸している場合



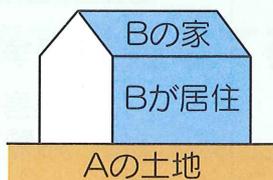
受益者負担金納付義務者はA

排水設備設置義務者はA

受益者の例

(例3)

Aの土地に
Bが家を建て
Bが住んでいる場合
(Bが借地して家屋を所有し居住)



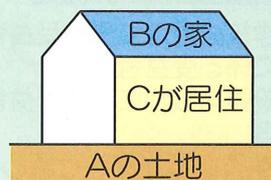
受益者負担金納付義務者はAかB

排水設備設置義務者はB

AとBは相互で協議してください。

(例4)

Aの土地に
Bが家を建て
Cに貸している場合
(Bが借地して貸家・アパート等を所有)



受益者負担金納付義務者はAかB

排水設備設置義務者はB

AとBは相互で協議してください。